

川 公 発第59号
令和4年1月11日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和3年10月27日執行の建設部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（公園課）

公園課の荒川運動公園イベント参加料雑入において、文書の保存が川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

今回指摘された文書の保存につきましては、既に文書管理システムによる簿冊登録を行い、適正に管理、保存しております。今後におきましても、川口市文書管理規程に則り、適正な事務の執行に努めてまいります。

契約事務について（公園課）

公園課の都市公園管理委託において、委託料の支払いが契約書どおりに行われていないものが見受けられたので、契約書に則り適正に執行されたい。

講じた措置の内容

今回指摘された委託料の支払事務につきましては、中間検査を実施する際は、指摘後に作成した「一部完了報告書」にて報告を受けてから中間検査を実施し、その結果についても指摘後に新たに作成した「一部完了検査結果通知書」により通知したのち、支払いを行うように見直しを行いました。今後におきましても、契約書に則り、適正な事務の執行に努めてまいります。

